

社会保障改革に関する意見等 (社会保障改革に関する集中検討会議におけるヒアリング等結果要旨)

| 事項 | 項目 | 経済・労働団体 | 新聞各社 | 地方団体 | 有識者 | 集中検討会議委員 |
|----------|-------------|---|---|--|---|--|
| 1. 総論的事項 | 社会保障改革の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度改革は待ったなし。(日商) ・経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。(経団連) ・中間層の再生と経済社会の好循環、全世代型の体系への転換、安定財源確保を行い、積極的社会保障政策への転換が必要。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け福祉は、水準を見直す部分を冷静に見極め、少子化対策や失業・雇用対策、教育にはもっと力を入れる。(朝日) ・社会保障国民会議や安心社会実現会議、さらには現政権下の議論も含め課題は出尽くしており、待ったなしで実行。(毎日) ・成長政策や少子化対策に国を挙げて取り組む。同時に社会保障について、不公平の是正やサービスの改善と効率化を目指した改革を実施。(日経) | <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者が活躍できる社会の実現。(知事会) ・多様な働き方を可能にするような制度改革と支援の仕組みづくりを急ぐべき。(知事会) ・全国一律の現金給付は国、サービス給付は地域の実情に応じ地方が実施するという役割分担の下で互いに協力。(知事会) ・社会保障給付の多くは基礎自治体が供給しており、社会保障の対人サービスは基礎自治体のマンパワーと組織が支えている。基礎自治体は相当量の単独事業も実施している。(市長会、町村会) ・生涯を通じた生活全般の社会保障、ヒューマンタッチ(マンツーマン)の社会保障、国と地方の協働と役割分担に基づく社会保障、地域社会・社会福祉法人・NPO・企業等との協働による社会保障等を社会保障改革の目指すべき基本方向とすべき。(市長会) ・サービスを必要とする人に、包括的なケアを提供できるよう、総合案内所的拠点(社会保障の総合プラットフォーム・ワンストップサービス)を整備・拡充する必要がある。(市長会) ・分権型・連携型の社会保障に向けて、地方に対する義務付け・枠付けを見直すとともに、制度の切れ目なくサービスを一体的に提供。(町村会) ・社会保障の理解を深める教育と雇用保障が社会保障の基盤。(町村会) | <ul style="list-style-type: none"> ・日本社会に存在する3つの断層(セーフティネットの薄さ、正規非正規の処遇格差、自営業の所得捕捉制約からくる社会保障制度の分立)の克服が課題。(駒村) ・国民が納得できるような絵を描くときには、ミクロによる「合成の誤謬」に陥らないよう、マクロ全体としてつじつまのとれた案を作成すべき。(伊藤) ・個別の分野での制度設計における鍵は、コストベネフィットバランス。また、個々のユーザーがコストを下げるためのインセンティブは入れ込む余地がある。(伊藤) ・よりよい社会保障給付をより低いコストで実現することこそ「社会保障給付の効率化」。(土居) | <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の日本国債の格下げの問題も含め、遅れば遅れるほど財政状況の改善の必要性が高まり、必要とされる社会保障の改革に回らなくなるのではないか。時間は非常に限られている。(2/5 峰崎) ・医療・介護を活用し、雇用と消費が連鎖する制度を作り、経済活性化。結果、国家財政が豊かになり、より公費が投入できるという好循環を目指すべき。(3/5 亀田) ・働ける人は皆働くことを前提とし、高齢者という概念や定義を忘れ、社会が求めるサービスを議論して制度設計すべき。年齢による区分(定年制度等)は廃止。(2/19 亀田) ・改革をするからには、現状の問題点を指摘した上で、改革の考え方、哲学を大きく一つにまとめて、国民に提案していくべきである。(2/5 吉川) ・社会保障改革について、このままの状態では日本の国家はこうなるということを国民に十分理解してもらう必要。ビジョンや現状を平易な言葉で、国民とコミュニケーションすべき。(2/5 成田) ・負担は軽くなるけれども、国民にとって現在よりも制度がより良くなるという改革案とすべき。そのためには制度を合理的にすべき。(3/5 堀田) |

| | | | | | |
|---------------------------|--|---|--|--|---|
| <p>目指すべき社会保障の姿（給付と負担）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助、共助、公助のバランスをとりつつ、国民の負担で賄う範囲を明らかにすべき。（経団連） ・ 「公」に過度に依存せず、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分を公費負担で補う。現役世代と企業に負担を求めていくことは限界。（日商） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護の危機は、社会保障費抑が一因。やみくもな抑制路線は改めなくてはならない。（読売） ・ 自立自助が社会の基本。（産経） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・自立を前提としつつ、社会保障制度は、これを補完する相互扶助の仕組みという基本に立ち返るべき。そのためにも受益と負担の関係を明らかにし、国民に分かりやすく浸透性の高いしくみに改めるべき。（知事会） ・ 増大・多様化する社会保障需要に対し、NPOなど新しい公共を担う多様な主体が活躍する共助社会づくりを進めるべき。（知事会） ・ 自助、共助、公助の適切な組み合わせが重要。（町村会） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い人が1年間働いても稼げないほどの年金を夫婦でもらっている場合もあり、若い人々は支えていくことに不安を感じている。（2/19 宮島） ・ 国民は給付の改善だけを求めるのではなく負担も考えるべきと提起すべき。（2/26 笹森） ・ 社会保障を持続し、機能させていくためには、国民に必要な負担をお願いしなければならないということを正面から訴えるべき。（4/1 峰崎） ・ 自助・共助の考え方は社会保障の基本理念であり、国民の理解が必要。（4/7 岡村） |
| <p>施策の優先順位</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的社会保障政策において、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみ、②三層構造のセーフティネット、③高齢期の安心、④安心の住まいを保障、⑤労使等が運営に参画する「社会保障基金」の創設、を推進。（連合） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国と比較しても少子化・子育てへの公費支出は極端に少なく、少子化対策に思い切った資金を投入（朝日、毎日） ・ ほころびが出ている年金・医療・介護と子育てや若者支援も分厚い対応をしなければならないという二正面作戦が必要。（毎日） ・ 新財源は医療、介護、少子化を優先し、年金は現行制度の骨格を維持。（産経） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・家庭関係社会支出は増額すべき。（知事会） ・ 年金や高齢者医療など国の負担が大きな分野だけ取り出して限定的に考えるべきではない。（町村会） ・ 切れ目なく全世代を対象とし制度全体のあるべき姿を示すべき。（町村会） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると理解しておらず、むしろ、社会保障は高齢世代を支えるだけのものだと、距離感、信頼の喪失が生じている。理解の共有と信頼回復の同時追求が必要。（2/5 宮本太） ・ この社会そのものが持続困難になっている中での基本的な対応策は、老若男女を問わず一人でも多くの人たちが、支えられる側から支える側に回っていくということ。（2/5 宮本太） ・ 年金制度は社会保険制度で対応可能。税財源は、サービスの提供があり、また、産業の活性化にもつながる医療や介護といった分野に投入していくべき。（2/5 清家） ・ 社会保障制度の持続可能性は、制度の設計にかかっているのではなく、それを支える現役世代の活力にかかっていることを強調すべき。制度を改革する際には、雇用をもっと元気にすることがポイント。（2/5 清家） ・ 年金、医療、介護だけでなく、むしろ日本の未来を担う子ども、若者、現役世代が力を発揮する社会の基盤形成が必要（4/7 古賀） ・ 子育て・子ども、貧困・格差問題が入ったことは高く評価。（2/19 笹森） ・ 医療・年金・介護保険だけでなく、福祉の今までなかった分野にどのように新しいセーフティネットを充実させていくかも重要。（2/19 前田） ・ 人生前半の社会保障をより充実すべき。（2/19 宮島） ・ 子供世代・現役世代への支出、家族関係支出を増やすことが必要。（赤石②） ・ 「持続可能な社会」の実現のためには、新たな価値を生み出す次世代育成支援など「ポジティブ・ウェルフェア」（積極的福祉）を目指すべき。（宮本み①） |

| | | | | | | |
|-------|-------------|--|---|---|---|---|
| | 震災復興対策との関係 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・復興の財源は将来の財政健全化の方向と結びつけた方がよい。(伊藤) ・高齢化が進んでいる被災地では、社会保障の強化は震災復興と矛盾するものではなく、震災復興と社会保障の強化と財政健全化の同時達成は、実現可能。ただし、それぞれの財源の確保が必要(土居) ・財政健全化目標は後ろ倒しする必要はない。震災復興の財源負担は2020年代には解消して、2030年代には社会保障の充実に専念できる財政運営が必要。(土居) ・社会保障の財源と震災の財源はあまり重複しない方がよい。(土居) | <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興と社会保障・税一体改革の関係は、完全に切り離すべきでもなく、一方で混同すべきでもない。両者のつなげ方が大きな課題。(3/26 宮本太) ・震災により、財源制約が厳しくなる中、より限られた財源で手当てすべきものと、社会保険という共助で手当てすべきものを今まで以上に峻別し、保険制度については、保険原理に従いより高いリスクをカバーするものとなるよう、見直すべき。(3/26 清家) ・震災により財政制約は厳しくなっている一方、万が一のときのリスクに備える、という社会保障の機能が適切に発揮されるためには、効率化が必要。真に守るべき機能を骨太に示す必要。(4/1 清家) ・震災で、一人一人が自助努力のみで生きていくのは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会的に困難な状況にある人たちが増えるといういわば「長期かつ音のない地震」が起きている中で、社会保障は震災復興と同じ役割を担っており、それに備えるべき。(4/1 吉川) ・震災により、社会保障に振り向けることが可能な財源は厳しくなっており、重点化・効率化は重要。(4/1 吉川) | |
| | 超党派での議論の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期に安定的な制度を構築することが必要。超党派、労使、国民各層代表による国民的な「協議の場」を設置。(経団連、連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・税制と社会保障の一体改革は、もとは自民党政権が試みてきた政策。民主党政権が検討している内容もさして変わらないとすれば、両党で協議すべき。(朝日) ・年金は、政権が代わるたびに換えられるものではなく、与野党の政治家が国民の声を聞き、協力して検討。(日経) | <ul style="list-style-type: none"> ・与野党議員からなる法律に基づく常設の社会保障諮問会議の設置が必要。(駒村) | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで社会保障改革について答申が出されてきたが、立法府が実施していないことは責任放棄。政府・与党だけの問題ではなく、国会の責務であることを問いかけるべき。(2/19 笹森) | |
| 2. 番号 | 番号制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税共通番号の導入は急務。(経団連、日商、連合) ・所得捕捉の強化、社会保障における負担と給付を個人ベースで可視化。社会保障の運営事務コストを削減。(同友会) ・番号導入のメリット・デメリットとその対策等をわかりやすく情報発信すべき。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・番号は、所得・資産の正確な把握、公平な課税に役立つとともに、効率的できめ細かい社会保障ができる。(朝日、読売、毎日、日経、産経) ・目的外利用に対する厳罰、第三者機関による監視、個人情報の漏出防止など安全確保と、問題が生じた際に救済する対策が重要。(朝日、産経) | <ul style="list-style-type: none"> ・年金未納問題への対策にあたり、「社会保障・税に関わる番号制度」を活用。(知事会) ・全ての国民を対象として公平かつ効率的な社会保障給付を実現するためには「共通番号制度」の導入等が不可欠。(市長会) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税に関わる番号制度の「マイ・ポータル」における利用可能な行政サービスの明示。(湯浅) | <ul style="list-style-type: none"> ・国民IDは是非とも作るべき。(亀田①) ・公平性と経費の抑制という面から考えると、共通番号制をしっかり整備し、かつ、ITを最大限に利用し効率化を推進。(4/7 岡村) |

3. 医療・介護

サービス提供体制の見直し(重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等)

- ・医療機関・介護との機能分化と連携促進。地域医療の担い手確保。包括払い方式、後発医薬品の使用促進。(経団連、同友会、日商)
- ・介護について、地域ケア体制の整備や医療ケアニーズ対応への環境整備。まちづくりのあり方も含めた総合的な医療・介護ニーズ対応。(経団連)
- ・家族等介護者への支援体制充実。介護労働者の適正処遇による人材の確保。(連合)
- ・株式会社等、多様な経営主体の参入促進。(同友会)

- ・医師養成、医師が医療に専念できる環境作りに取り組み、そのうえで、診療科目の選択や医師の配置に対して公的に関与する制度を設ける。(朝日)
- ・医師配置を行う公的機関の創設、地域の開業医による救急医療体制整備、医療ミス防止のための調査委の設置。(読売)
- ・「家庭医」を育成・普及。療養病床の高齢患者をケアの厚い介護施設に誘導。(日経)
- ・地域包括ケアシステムの確立。(連合)

- ・医療機関等の機能分担と連携強化、地域偏在と診療科間の偏在の解消。医療ニーズを考慮した計画的な医師・看護師等の養成・確保。保健所や市町村保健センター等が実施する健康増進の取組の拡充。(知事会)
- ・地域を支える医師・看護師等の絶対数確保すべく即効性のある施策と十分な財政措置、県域を超えた医師派遣体制や需給調整システムの更なる充実、病院勤務医・看護師等の就労環境改善のための支援策、女性医師・看護師の出産・育児後復帰の支援、自治体病院をはじめとする中核病院の十分な財政措置。(市長会、町村会)
- ・介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充。(知事会)
- ・21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果を十分検証した上で、中長期的に安定した人材確保のための抜本的措置を講ずべき。(知事会)
- ・介護従事者の処遇改善に係る事業は国の負担と責任で恒久化すべき。(市長会)
- ・介護保険の指定居宅サービスや介護保険施設等の指定・監査事務権限を基礎自治体に一元化。(市長会)
- ・地域包括ケアシステム確立のため、地方自治体の裁量範囲を拡大が必要。介護予防の充実。医療と介護の連携が重要。(町村会)
- ・施設整備の拡充や介護人材の確保。(町村会)

- ・政府が医療提供体制のグランドデザインを描き、その方向性を示した上で、地域の特性に基づいた医療計画と調整。(矢崎)
- ・急性期医療から在宅医療まで人材育成を含めた地域完結型のシームレスなシステムの構築。(矢崎)
- ・病院の機能分担と連携強化による地域医療の崩壊防止。(矢崎)
- ・介護事業者について、合併・協同組合化を促進し、中堅企業に育成。(池田)
- ・ケアマネジャーの質向上。(池田)
- ・高齢者のための住居の整備と巡回型訪問介護サービスの充実を組合せ。(池田)
- ・今の介護保険制度では、要介護者が人為的に作られている。適切な介護サービスにより、軽快させることは可能。(池田)
- ・患者の命を守るのか、QOLや尊厳を守るのか、現場の医師の判断の拠り所となる国民的なコンセンサスを作してほしい。(矢崎)
- ・「医療と介護の連携」と言いながら、現場の作業協力の話はあっても、どれだけ給付を節約できるかという話がほとんどない。(土居)
- ・医療提供体制や介護の供給で工夫する余地はある。復興の際に、医療、介護の提供を工夫すれば、より低コストでよりよいサービスが提供可能。(土居)

- ・保険医であれば診療報酬の約7割は公金で賄われている以上、へき地へ行く、皆が好まない麻酔科等の診療科を選択するなどの義務が課せられるべき。(3/5 濱田)
- ・医療・介護は雇用の受け皿となるが、専門職の業務範囲の見直し及び新たな職種の創設を行い、そのための訓練プログラムと支援制度が必要。(2/19 亀田)
- ・現場の医師の声を踏まえ、地域医療の現場に資金が流れるシステムを構築。(丹生①)
- ・医師のスキルアップのため、へき地でも様々な情報が収集可能な体制を構築。(藤本③)
- ・全身を診られる総合医を増やすべき。(藤本③)
- ・介護保険の利用に限界があるならば、市町村や都道府県の福祉施策を充実。(2/19 小川)
- ・現状だと伸びていく負担が軽くなり、かつ制度がよくなる改革案でなければ国民は受け入れない。金銭ではなくボランティアなど労力を活用して中身を充実させるよう案を検討する必要。(3/5 堀田)
- ・地域包括ケアは正しい。自宅で最期まで暮らせる方向への転換は強力に進めるべき。(3/5 堀田)
- ・認知症への国民の不安が大きい。認知症高齢者の後見人が不足。市民の後見人を養成すべき。(3/5 堀田)
- ・介護事業者の倒産、介護従事者の離職の問題が深刻。(3/5 小川)
- ・介護について市町村の福祉政策を充実させるための地方の権限の見直し。(小川②)
- ・空き室の多い公団住宅、社宅等を少子・高齢社会にあった住宅に創り変え、経済を活性化。(小川②)
- ・特別養護老人ホームにおける「ムリ」や「ムダ」、医療の在り方等の見直しが必要。(小川②)

保険制度の安定（保険者機能の強化等）

- ・公的医療保険制度は地域保険に再編・統合。（同友会）
- ・高齢者医療制度は、税負担割合の拡大で対応。（経団連）
- ・高齢者（退職者）医療は、被用者グループが支える「退職者健康保険」、任意継続加入、地域の国保への加入を選択可能とする。（連合）
- ・レセプトチェックの強化など保険者機能の強化。（日商）
- ・介護保険の対象を重度の利用者に重点化。（経団連）
- ・介護保険の税負担割合を拡充。（経団連）
- ・介護保険の給付対象を全年齢に拡大するとともに、被保険者範囲を医療保険加入者に拡大。（連合）

- ・保険料と患者負担の増加を抑え、その分税金投入を増加。負担と給付を決めるのは都道府県の仕事にし、診療報酬は知事が最終的に決定。（朝日）
- ・介護保険の税負担割合を高めるとともに、若者に保険料負担を求めることも検討。（朝日）
- ・医療と介護は一体改革をする必要。家族の負担を軽減しつつ地域医療・在宅介護を重点的に拡充する。（毎日）
- ・介護報酬を緊急に引き上げて職員の待遇と施設経営を改善し、「介護難民」を防ぐ。（読売）

- ・現行の後期高齢者医療制度は維持し、安定的な運営に努めるべき。（知事会）
- ・市町村の国保特会は、一般会計からの多額の法定外繰入が恒常化しており、国費の拡充等による安定的な運営を確保すべき。（知事会、市長会、町村会）
- ・国民健康保険制度について都道府県としても積極的に責任を担う覚悟（ただし、将来的には全国レベルでの一元化を目指すべきとの意見あり）。（知事会）
- ・国を保険者とする医療保険制度の一元化を実現するにあたり、実現までの間、都道府県を運営主体とする国保制度に再編・統合（施行時期も明確化）。（市長会、町村会）
- ・介護保険料の上昇を国民理解の範囲内に抑制するため、保険料と公費（国・地方）の在り方の見直しを検討すべき。（知事会）
- ・介護給付費の抑制を図るため、介護予防の更なる充実と公費負担の引き上げ（併せて国庫負担割合の引き上げ）。（市長会）
- ・介護保険における国民共通経費や低所得者対策などは国費で負担。（市長会）
- ・介護保険運営の広域化検討。（市長会）
- ・介護保険の保険料負担は限界に達しており、現行の枠組みでは維持できず、公費投入による財政基盤の強化は不可欠。（町村会）
- ・介護保険料の減免や保険給付の態様について地方自治体が独自に決定できるようにすべき。（町村会）

- ・国民皆保険制度を維持することが重要。（矢崎）
- ・安定的な財源確保に向けては税財源の充当ではなく、保険料の引上げで対応。被保険者の年齢引下げも選択肢。（池田）
- ・市町村において、保険者機能、保険者責任を再認識する必要。（池田）

- ・雇用創出、経済活性化、社会保障の充実のため、税・保険料だけでなく、経済的フローが回り持続可能な財源が確保できる医療・介護制度への抜本改革。（2/19 亀田）
- ・介護保険は、20歳から責任を持つ意識の構築が必要。（小川②）
- ・介護保険制度の財源の責任を市町村から国レベルとすべき。（亀田①）

| | | | | | | |
|--|----------------------------|---|---|--|---|---|
| | <p>公的給付のあり方・利用者負担等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の窓口負担等について再検討。(日商) ・公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療との併用(混合診療)を拡大。株式会社の医療機関への参入促進。(同友会) ・介護保険の自己負担を1割から2割に引上げ。(同友会) ・介護保険施設入所者は重度に限定。(同友会) | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の免責制度など、自己負担拡大策を導入。混合診療を原則解禁し、医療を産業として育成。高齢者について医療保険と介護保険の一体運用も検討。(日経) | <ul style="list-style-type: none"> ・公費医療費助成の在り方を公平性の観点から見直すべき。(知事会) | <ul style="list-style-type: none"> ・補足給付を中心に介護保険給付の無駄削減が必要。(池田) | <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険において、大きなリスクは皆で支え合うが、中所得者以上の者は小さなリスクは自助努力で賄うというのも一つの考え方。(2/5 吉川) ・医療・介護のセーフティネットをすべて公費や保険で賄うのは無理。限られた公的財源は、優先順位を明確にし、メリハリをつけて投入すべき。(3/5 亀田) ・医療費高騰抑制のため、薬剤費の抑制が必要。(濱田③) ・真に必要なニーズを満たすために保険や税を使い、公的にやるべきものと私的なものをきちんと区別すべき。(4/7 宮島) ・医療保険の免責制の問題の議論が必要(4/1 清家) |
| | <p>医療イノベーション・技術革新への対応等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・医療におけるICTの活用。診療情報の共有化、遠隔医療等ネットワーク化。(経団連、日商) ・介護ロボット等の機器の実用化、普及。介護保険外サービス市場の拡大。(同友会) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療における情報ネットワークの構築のためのIT活用。(矢崎) | |

| | | | | | | |
|------------|----------------|---|--|---|---|--|
| 4. 子ども・子育て | 子ども・子育て新システム | <ul style="list-style-type: none"> ・安定財源確保と多様な主体の参入促進による待機児童の解消。(経団連) ・特別会計の創設、企業負担増には反対。企業の役割はワークライフバランスの推進。(経団連) ・保育所等の社会基盤整備。(日商) ・「子育て基金」、「子ども・子育て総合支援センター」、「こども園」、放課後児童クラブ、多様な保育サービスなどの保育環境の整備・充実。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実、保育、育休含め多様なサポートによる育児支援の強化。(朝日、読売、日経) | <ul style="list-style-type: none"> ・「社会全体で子ども・子育てを支える」という考え方をベースに議論すべき。(知事会) ・子育て施策については、国と地方の役割分担を明確にした制度を構築すべき。(知事会) ・子育て施策について、国で十分な財源を確保し、地域の実情に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべき。(市長会、町村会) ・具体的な制度設計に当たっては「国と地方の協議の場」等における基礎自治体の意見を十分尊重すべき。(市長会、町村会) ・子育て支援拠点と包括的な相談体制の整備。(市長会) ・妊婦健診の公費負担の恒久化、子どもの医療費助成のナショナルミニマムとしての制度化検討。(市長会) ・乳幼児医療費助成制度等の全国統一化。(町村会) ・子ども・子育て新システムは、地方の創意工夫が可能となるような制度とすべき。(町村会) ・幼保一体化は、都市部と地方での状況の違いに即した制度設計と実施方法にすべき。関係者との十分な協議が必要。(町村会) | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的自治体が担う包括的現物サービス基盤の整備が必要。(前田) ・問題状況に応じた予防的支援が重要。(前田) ・妊娠期から後期青年期までの包括的な施策体系・支援基盤の構築。(前田) ・きめ細やかな子育て支援基盤整備のための財源と権限を基礎自治体に付与すべき。(前田) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人参加できる子育て支援の仕組み、企業の特性を生かした子育て支援メニューの開発を促進すべき。(中橋②) ・全ての子どもに対し、包括的支援と平等な機会の提供が必要。(鈴木③) ・新システムは、一体化により待機児童が減り、トータルのコストも減らせるようにすることが大事。(4/7 宮島) ・都市部では小規模園を解禁することで、より低コストでかつ機動的な待機児童対策が可能となる。(駒崎・安藤資料) |
| | 働き方・仕事と子育ての両立等 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサービスを総合的に提供。仕事と子育ての両立支援を通じて、女性の就業率を向上。(連合) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除、第3号被保険者制度・パート適用の見直しなど、男女の社会における活動の選択に中立な仕組みとすべき。(赤石②) ・男性稼ぎ主モデルからの転換が必要。女性の継続就業率を上げ、M字カーブを解消。(赤石②) |
| | 子ども手当 | <ul style="list-style-type: none"> ・手当の水準や所得制限の導入を検討。(経団連、日商) ・現物給付を優先し、現金給付とのバランスを図る。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当の考え方は理解できるが、所得制限の導入や、配偶者控除の廃止などを検討。(日経) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当と現物給付とのバランスに十分配慮。(市長会) | | <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付より、施設にいく仕組みの方が国民自身も納得できる。(丹生①) ・保育所や子育て支援サービスに活用できる用途限定の「国民保育券」とすべき。(駒崎・安藤資料) |

| | | | | | | |
|-------|----------------------|---|--|--|---|---|
| | 年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の2階建てを維持。(経団連) ・ 新基礎年金制度と新拠出建年金制度の2階建て。(同友会) ・ 保険料拠出を基本とし、公費負担で補うという考え方は将来にわたって維持。(日商) ・ 支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持する制度設計。(連合) ・ 第一段階の改革として、基礎年金の全額税方式化と被用者年金一元化、第二段階の改革で、所得比例年金を一元化し、基礎年金を最低保障年金へ転換。一定以上の年収世帯はクローバック。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・ いまの社会保険方式を土台に改革を進める。(朝日、読売) ・ 抜本的な改革にこだわり、緊急に必要な改革ができなくなることを避けるため、改革案を①すぐに取り組むべき改革と、②将来的な課題、の2段階に整理。(毎日) ・ 基礎年金を全額、消費税で賄い、充実させる。未納問題を改善、制度完成後は無年金者がいなくなる。(日経) ・ 年金は「自己責任」が原則であり、①高齢者同士の助け合い、②給付水準の抑制、③支給開始年齢の引き上げが避けられない。(産経) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料と税財源の組み合わせという現行方式を前提としつつ、現行制度の課題へ実効性ある対応を図るべき(ただし、将来的に税方式への移行を検討すべきとの一部意見あり)。(知事会) ・ 番号制度も活用し、未納問題への実効性のある対策(低所得者への免除制度の積極的な利用促進、高所得者等への強制徴収の徹底など)を講ずるべき。(知事会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の持続可能性を維持すること、社会状況の変化に対応したものとすること、税財源と保険財源の組合せによる適切な給付水準を確保することが重要。(駒村) ・ 今後有権者の高齢化により、改革の政治的な負荷は上昇するため、改革は喫緊の課題。(駒村) ・ 働き方に対して「中立」で影響を与えない一元化された年金制度を2段階で実施。(駒村) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額税方式について、世代間の公平を維持できるか疑問。また、消費税率引上げ分を全部年金で使い切り、現役世代を支援する財源を捻出できないと、その部分でも世代間の公平が維持できない。(2/26 宮本太) ・ 社会保険方式と税方式をどういう理念と制度の下に組み合わせるかについては、国民がきちんと理解できないと、年金の信頼は得られない。(4/7 宮島) |
| 5. 年金 | 最低保障機能、基礎部分の設計・財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、基礎年金国庫負担2分の1の財源を確保し、税負担割合の段階的引上げ。(経団連) ・ 新基礎年金制度を創設し、65歳以上全員に月額7万円を給付、財源は全額年金目的消費税。(同友会) ・ 社会保険方式を基本とすべき。(日商) ・ 現行制度からの移行期間中の低年金・無年金者に対し、加算(補完)年金を実施。(連合) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改める。低所得者は保険料の免除や軽減をまれなく受けられるようにする。(朝日) ・ 受給資格期間を10年に短縮して無年金を少なく。無年金・低年金者に、税による新しい給付(高齢者福祉給付)を創設。(毎日) ・ 月5万円の「最低保障」で低年金をカバー。基礎年金の満額は7万円に引上げ。(読売) ・ 国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。そのために消費税率を5%程度引き上げ、その税収の全額を財源とする。(日経) ・ 月額2万円程度の「自立応援年金制度」の創設。受給する際に所得状況チェック。財源は「高年金者」の基礎年金国庫負担部分と新たな財源で賄う。受給資格期間を10年程度に短縮。(産経) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯の約半数が高齢世帯であることを考えると、将来の無年金等の発生予防の観点から、最低保障額の設定、受給資格期間(25年間)の短縮、保険料納付期間(2年間)の弾力化等の措置を検討すべき。(知事会) | <ul style="list-style-type: none"> ・ マクロ経済スライドの実施により、基礎年金水準は大幅に低下するため、何らかの対応が必要。(駒村) ・ 基礎年金を税財源の最低保障年金に組み替える。最低所得保障は世帯単位とする。(駒村) | |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|--|--|
| <p>所得比例部分の設計（適用拡大・一元化等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・積立方式・個人勘定の新拠出建年金制度を創設。（同友会） ・年金一元化については、慎重に議論を進めるべき。（日商） | <ul style="list-style-type: none"> ・まず厚生年金の適用を拡大。（朝日、毎日、読売、産経） ・所得把握の難しい自営業者も含めての制度一元化は将来の課題。（毎日） ・基礎年金の保険料廃止分を、若者の将来の給付の充実や、パート社員の厚生年金加入促進等に充てる。（日経） ・厚生、共済両年金を一元化し、自営業者等の所得把握が難しい国民年金は別制度のまま。（産経） | <ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者の厚生年金への適用拡大を図ることが重要。（知事会） | <ul style="list-style-type: none"> ・第一段階で、民間正社員・公務員・非正社員等を含んだ一元化。第二段階で、自営業者を含んだ一元化。（駒村） | <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用者に厚生年金を適用すべき。（3/5 細野・峰崎・赤石） ・非正規の方が厚生年金に入れば、若者も将来に希望が持てる。（湯浅②） ・非正規労働者の厚生年金適用の拡大といった財政を伴わない改革は前倒しすべき。（3/26 清家） |
| <p>その他（マクロ経済スライドのあり方等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高額所得者等に対する給付の適正化。低年金、無年金の高齢者に対する税負担による生活支援。雇用の多様化・流動化に対応した制度の見直し。（経団連） ・最低加入年数を10年に短縮。年金受給開始年齢を将来的に2年程度引き上げ、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組み。（日商） | <ul style="list-style-type: none"> ・デフレに対応して水準を引き下げる必要。給付の名目下限を外し、デフレ下でも適用する。（朝日、日経、産経） ・少子化対策として、育児世帯の国民年金保険料を夫婦とも3年間無料に。（読売） ・年金支給開始年齢を引き上げる。（日経、産経） ・3歳未満のいる子育て世帯の保険料を税で肩代わり。（産経） | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化のコストを給付抑制・支給開始年齢引き上げで吸収。抑制分を私的年金の拡充で補完。（駒村） | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な負担の抑制が必要であり、マクロスライドはデフレ下でも実施。（4/7 宮島） ・支給開始年齢の引き上げの議論が必要（4/1 清家） ・未納・未加入問題の解決のため「社会保障に対する教育」が必要。（2/26 細野） ・「年金制度は破綻しない」といった現状認識の共有が重要。我が国の「金融・経済教育」の立て直しが必要。（細野③） | |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">6. 貧困・格差対策</p> | <p style="text-align: center;">社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・三層構造によるセーフティネットの再構築。（連合） ・「居住の権利」を社会保障に位置づけ、「住宅セーフティネット」を確立。現物給付（公営・借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設。（連合） ・施設も「住まい」と位置づけ、良質な居住環境を確保。（連合） ・「子どもの貧困」、とりわけひとり親の貧困を解消。（連合） | <ul style="list-style-type: none"> ・「同じ価値の労働に同じ賃金」、最低賃金の引き上げ、労働者派遣法の見直しによる日雇い等の減少。職業能力の向上。（朝日） | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の長期化を防ぎ、保護からの自立を効果的に促進するため、個人の特性に応じたプログラムに基づく、就労・自立支援等の強化・充実。（知事会） ・福祉事務所、ハローワーク、職業訓練施設等のより一層の連携強化。（知事会） ・雇用施策は福祉・産業振興・教育施策などと連携して総合的に実施すべき。（知事会） ・ハローワークの地方移管を早急に実現すべき。（知事会） ・生活保護制度の抜本的な改革にあたって、自立就労支援策として、稼働世代のために自立支援集中プランやボーダーライン層への就労支援制度の創設。（市長会） | <ul style="list-style-type: none"> ・若者、女性、障害者、失業者、生活保護受給者等に係る「参加と包摂」の貫徹。（湯浅） ・求職者支援制度に住宅手当や生活支援、個別支援をセットにした「第二セーフティネット」を構築。（湯浅） ・地域の様々な支援窓口の連携強化が必要。（湯浅） | <ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルサポート等の整備により、非正規雇用化が進む女性に税金を払えるだけの力をつける必要。（2/19 宮本み） ・子どもの貧困が特に深刻。貧困と孤立の中でシングルマザーは苦しんでおり、支援すべき。（2/19 赤石） ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。（2/19 藤本） ・今ある制度・インフラ（社会福祉協議会、生活保護、就労支援など）の活用を検討すべき。（2/19 生水） ・ホームレス、失業による社宅からの退出の面でも住宅政策は重要。ケア付き高齢者住宅政策ばかりではなく、多世代の住むまちづくりの視点で行うべき。（2/19 小川） ・貧困の連鎖を断ち切るために教育は重要。（2/26 生水） ・ワークシェアリングの導入を検討（小川②） ・均等待遇の促進、同一価値労働同一賃金の考えのもと、男女の賃金格差を解消。（赤石②） ・資格を取るための給付付き職業訓練事業は有意義。（赤石②） ・就労支援、住宅の安定や子育て支援により、比較的低賃金でも次世代を育成できる社会を構築。（鈴木③） ・求職者支援制度以外の、訓練としての中間就労が必要。（鈴木③） ・発達障害児・者への包括的支援、精神疾患の治療中の方への各種サービスの充実。（鈴木③） ・複合的な困難を抱える子ども・若者に対し、関係団体・機関が横断的に連携し、困難や個別のニーズに寄り添うサポーターが支援する「伴走的支援」が必要（鈴木資料）。 ・包括的な若者政策と若者支援施策が必要。（宮本み①） ・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。（宮本み①） ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。（生水①） ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。（生水資料） ・ホームレスの方を社会として支援する限度は自己責任を問えるまでである。（湯浅②） |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|-------------|--|---|---|--|--|
| | 生活保護制度のあり方 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の運用を見直し、自立を促進。自立できるまで一時的に住める公営の寮を増加。(朝日) | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護基準の適正化と勤労控除の見直しなど就労意欲を促進する具体的方策を検討すべき。(知事会) ・医療扶助や住宅扶助等の適正化を図るべき。(知事会) ・暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給防止対策を徹底すべき。(知事会) ・関係者の連携強化による保護すべき者の早期発見、相談者へのきめ細やかな対応による漏給防止の徹底。(知事会) ・他の施策との密接な連携を図り、抜本的な改革に早急に取り組むことが必要。その際、就労支援制度を創設する必要。(市長会) ・相談窓口体制の充実。(市長会) ・生活保護制度の適正化に向けた法改正等。(市長会) | | |
| 7. 障害者 | 障害者福祉制度のあり方 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の総合福祉のためにも「制度の谷間」問題の解消を図るべき、利用者の負担能力を考慮した適正な負担とすべき、障害者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービス体系の構築を図るべき、十分な障害福祉サービスが確保できるよう、安定財源を確保すべき。(知事会) ・障がい者の自立と社会参加に向けた施策の充実、自治体間格差の解消と十分な財政措置を講じる必要。新制度については、関係者の意見等を尊重。(市長会) | | |

| | | | | | | |
|----------------------|-------------------|--|--|--|---|--|
| 8. 財源確保と財政健全化 | 財政健全化の同時達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政赤字の状況等を考えると、消費税を引き上げざるを得ない。(日商) ・ 負担増は、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等の社会保障の機能強化とセット。(連合) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化の問題は長期的な財政バランスのみならず、目先のマクロ経済の状況をよく見る必要。震災も含めた流れの中でマクロ経済が大きく変わりつつあり、できるだけ早くきちんとした財政健全化のシナリオを出す必要。(伊藤) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の社会保障制度がファイナンシャルに持続可能でないということは、そのまま日本の財政の持続可能性がないということ。我が国の財政は非常に厳しい状況にあり、破綻を避けなければいけない、これは至上命題。(2/5 吉川) ・ 時間が経てば経つほど財政再建という領域がだんだん肥大化してきており、政府が切迫感をもって取り組んでいかなければならないという問題意識の共有が必要。(2/5 峰崎) ・ 財政は、国債の価格を通じ、マーケットという世界につながる問題である。先送りというイメージを与えたら国民の期待にも反することになるし、またマーケットにも想定外の反応を呼び起こしかねない。(2/26 柳澤) ・ 社会保障において税金を節減しながらも、より国民の利便性を高め、質を高めていける方法は存在。(駒崎・安藤資料) ・ 社会保障は義援金と同じであり、政策配分には厳しい目が必要。政策には優先順位をつけなければならないし、同じ財源を最大に生かす効率化が必要。(4/7 宮島) |
|----------------------|-------------------|--|--|--|---|--|

税負担のあり方

- ・基礎年金、高齢者医療、介護、子育て支援の給付の自然増と税負担割合の引上げ分に消費税を充当（消費税の社会保障目的税化）。消費税率をできるだけ速やかに10%まで引き上げる。2020年代半ばまでに10%台後半に引上げ。（経団連）
- ・消費税は年金目的税化。公的年金等控除の縮小・廃止。消費税率引上げに伴う低所得層の負担増に配慮し、給付つき税額控除を導入。（同友会）
- ・消費税の引上げに当たっては、複数税率は導入すべきでない。逆進性対策は、まずは社会保障給付など歳出面から対応すべき。（日商）
- ・現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことは限界。（経団連・日商）
- ・直間比率の見直し、法人実効税率、中小法人に係る軽減税率のさらなる引き下げ。地域主権の実現に向け、国と地方のあり方と税制について検討（日商）
- ・所得税の課税最低限の引上げ、税率構造を見直し、給付付き税額控除の導入、金融所得課税の強化から総合課税化へ、給与所得控除の見直し。相続税の強化等。（連合）
- ・インボイス方式、「消費税税額控除」の導入等による、消費税の社会保障安定財源化。（連合）
- ・法人所得課税の改革、地方消費税の引上げを含め安定的な地方税体系を確立。（連合）

- ・財政を「安心勘定」（社会保障部門）と「我慢勘定」（社会保障部門以外）の二つに大きく分け、我慢勘定では歳出削減。安心勘定を支えるために大幅な負担増は避けられない。所得税や相続税を含めた一体的な税制の見直しをする中で、消費増税。（朝日）
- ・社会保障の安定財源として消費税を基本にしながらも、所得と資産への課税についても見直すことを検討すべき。（毎日）
- ・消費税を目的税化して「社会保障税」に改め、税率を10%とする。ただし、食料品など生活必需品は5%に軽減。税収の用途は、医療、介護も含めた社会保障給付に限定。（読売）
- ・消費税は将来、10%台半ばまで引き上げ。（日経）
- ・「自立応援年金制度」の財源は、豊かな高齢者の基礎年金の税負担分を減額して捻出し、不足分は、消費税増税などの新財源を充てる。（産経）

- ・所得税・法人税・相続税についても目指すべき水準を明示。（湯浅）
- ・消費税について、高齢者三経費と少子化対策の間の按分率を明示。（湯浅）
- ・社会保障の税財源として、消費税が重要。消費税は世代間格差の縮小に寄与するし、経済成長を阻害しない。所得課税と消費課税の役割分担が必要。（土居）
- ・増税の時期は先送りすべきではない。（土居）

| | | | | | | |
|--|------------|--|--|--|--|--|
| | <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民に負担増を求める際には、徹底した行財政改革を実行。負担増を求めるタイミングや経済運営に万全を期す必要。税と保険料のバランスや負担水準をどの程度にするのかを検討。(日商)。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な社会保障制度を持続的に維持するため、国・地方を通じた恒久的かつ安定的な財源を確保。(市長会) ・全国一律の現金給付は国が、現物サービスは地方が担うとの考え方を基本に、地方の安定財源の確保も念頭に置く必要。(町村会) ・低所得者の保険料負担が重く、所得再分配機能が低下していることから、公費と保険料の割合の大幅な見直しが必要。(町村会) ・地方が、単独事業を含め、地方の実情に応じたきめ細かな福祉サービスを安定的に行っていくためには、それを支える地方財源の確保が極めて重要。(町村会) | <ul style="list-style-type: none"> ・財政規模、税の所得再分配機能を拡充。(湯浅) ・社会保障給付費に対する国と地方の役割分担に応じて消費税収を配分。受益が地元の住民に限定されるサービスは地方自治体が住民税や固定資産税などで独自に課税(土居) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障のサービスを実施するのは地方自治体であり、国と地方の役割の整備と財源配分の議論が重要。(2/26 生水) ・補助制度ではなく権限移譲により地方自治体に決定権を与えることが、生活を支えるトータルな福祉の実現の近道である。(2/26 前田) ・地方は、国に負担を求める前に、「給付と負担の見える化」し、住民に示す努力をすべき。(4/7 矢崎) ・診療報酬と消費税は切り離して、消費税は見える化(外税)すべき。(亀田①) ・日本版休眠口座基金の創設。(駒崎①) |
|--|------------|--|--|--|--|--|

※委員名の後にある①～③は、意見交換の場の第1回～第3回を示している。
 ※(「委員名」資料)は、準備作業会合において提出された資料を示している。